

ストックオプションとは？ 信託型は「給与」扱いに

2023年5月29日 16:54 (2023年5月29日 17:24 更新) [有料会員限定]



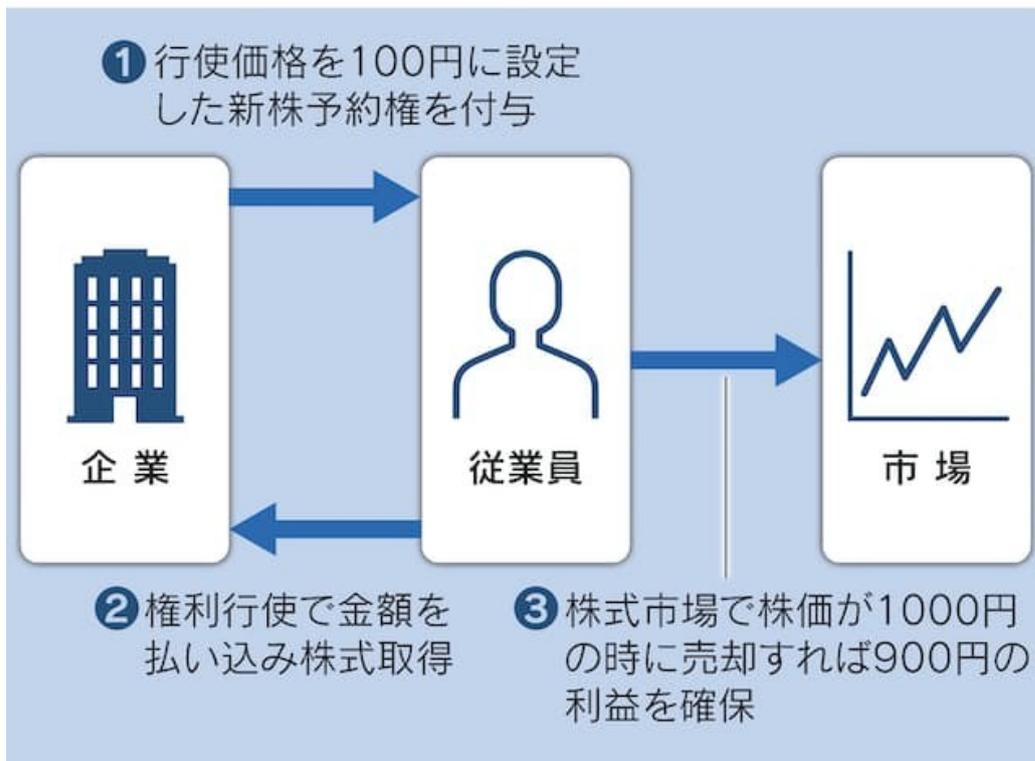
信託型と呼ばれるストックオプション(株式購入権)について、国税庁が税務処理について見解を示す。企業側は権利を行使して得た株式の売却に対して20%の税金がかかるとの認識だが、国税庁は給与所得にあたり最大で55%の税金がかかると示す。多くの企業で導入されているストックオプションの仕組みや種類、問題の背景を3つのポイントでまとめた。

- ・ストックオプションって何？
- ・どんな種類があるの？
- ・何が問題になっているの？

(1) ストックオプションって何？

あらかじめ決められた価格(権利行使価額)で株式を購入できる新株予約権の一種で、企業が役員や従業員などに付与するものだ。

ストックオプションの仕組み

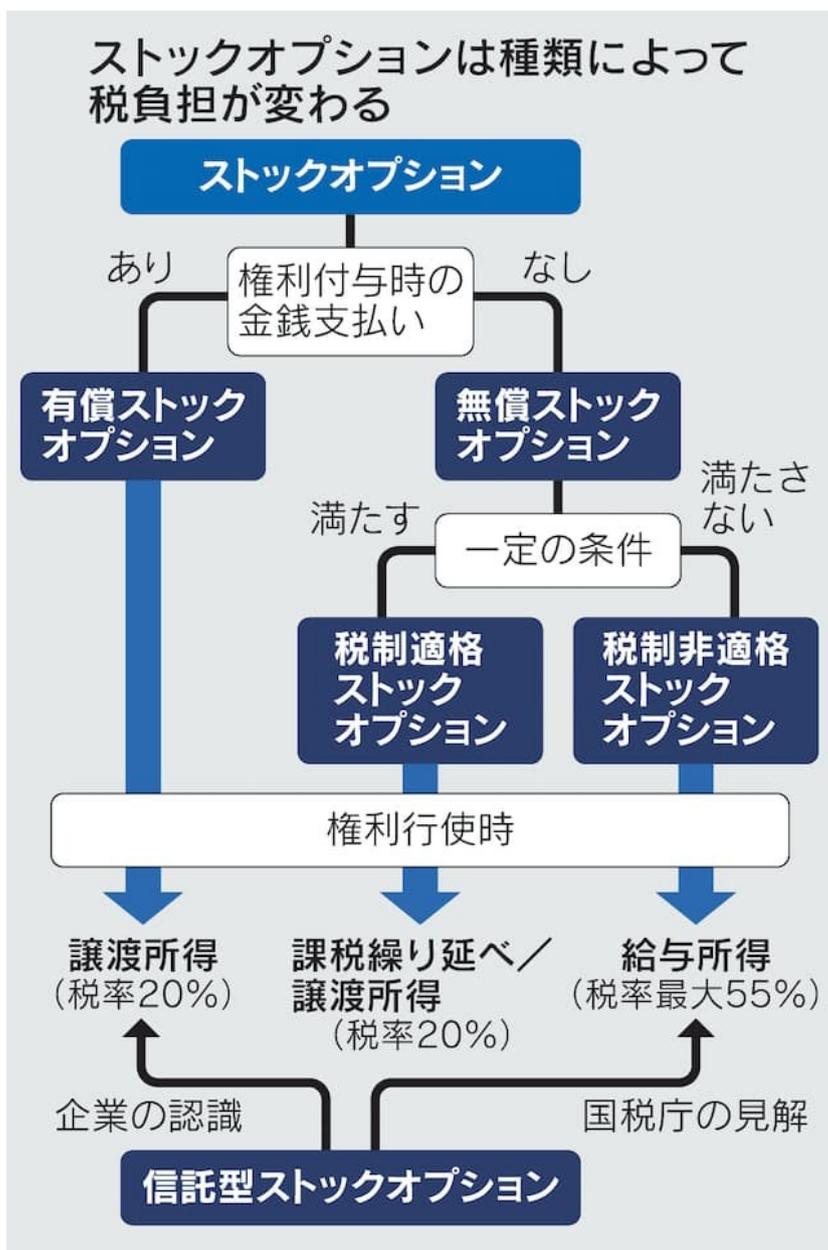


例えば従業員が1株100円で株式を買える権利をもらったとする。3年後にその企業が成長し、上場などによって株価が1000円になれば、その株を100円で購入できることになる。権利を行使し、取得した株式を売却すれば単純計算で900円が利益になることになる。

企業の成長が従業員の収入にも直結することで、働く意欲が高まる。米国のスタートアップが新しい報酬制度として1990年代に導入を始めた。日本では97年の商法改正によって解禁された。資金力が乏しく、大企業に比べて給与水準が見劣りするスタートアップが優秀な人材を採用するためのツールとして活用している。

(2) どんな種類があるの？

ストックオプションにはいくつか種類があり、税務上の扱いも異なる。一般的なストックオプションは企業が無償で役員や従業員に付与するものだ。無償ストックオプションは企業からの報酬と見なされ、税務上は給与となる。権利を行使して株式を取得した時にその価値を給与として課税される。給与所得には累進で最大 55%の税金がかかる。

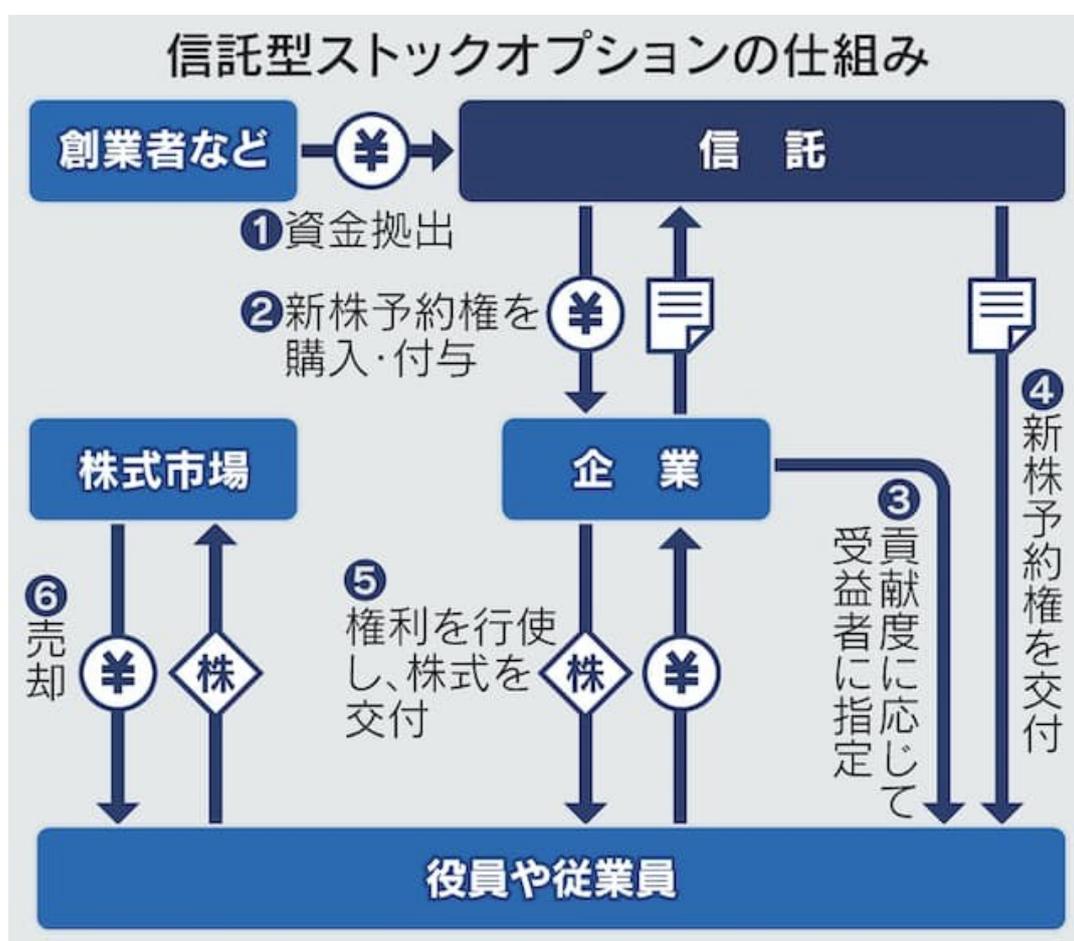


ストックオプションは産業振興に有用であることから、無償ストックオプションはいくつかの条件を満たすことで、租税特別措置によって税金の優遇措置が得られる仕組み

がある。「税制適格ストックオプション」は権利を行使した株式を売却するときまで課税が繰り延べられ、売った時にかかる税率も譲渡所得として約 20%となる。

役員や従業員などが対価を払って取得する有償ストックオプションもある。有償ストックオプションは取得時に適正な対価を払っていることから、売却時に有価証券の売買にかかる譲渡所得として課税されるだけだ。税制適格ストックオプションと違い、行使の金額や期間の上限がない。ただ取得に費用がかかり、ある程度価値が高まった段階の企業が発行する際には、役員と従業員の負担が重くなる。

(3) 何が問題になっているの？



今回問題になっているのは、信託型ストックオプションと呼ばれるタイプだ。2014年に民間のコンサルティング会社や弁護士が考案した。まだ成長初期にあたる段階で発行したストックオプションを信託に移すのが特徴だ。

権利を「冷凍保存」するイメージで、初期の企業価値が低い段階でも、上場直前で価値が上昇した段階でも、入社時期にかかわらず同じ価値の権利を得られるように工夫されている。「上場前後の専門人材の確保に効果的」との見方からスタートアップの間で広がり、現在では約 800 社が利用しているとされる。

これがどのタイプのストックオプションにあたり、どのような税務処理が必要かということについて、企業側と国税庁側で見方が異なる。

企業側は有償ストックオプションの一種類との認識だ。株式売却時に譲渡所得として 20%の税金を納めればよいとの認識だ。

国税庁側は信託という「箱」を間に挟んでいるが、実質的には企業が権利を無償で付与しており、労働の対価である給与として課税されるべきだとの認識だ。税制適格ではないストックオプションとして、最大で 55%の税金がかかるとする。

権利を行使して得た株式をすぐ売却して 5000 万円の利益が生じると仮定した場合、譲渡所得だと手取りは約 4000 万円となる。給与所得だと約 2250 万円となり、役職員が得られる利益に大きな差が出てしまう。

信託型が考え出された背景には、税制適格ストックオプションとなるための要件が厳しく、使い勝手が悪いというのがある。

税務処理については最終的には裁判所の判断になる。ただ、納税者側が不服を申し立てる必要があり、訴訟を起こすには一定のハードルがある。

(新興・中小企業エディター 鈴木健二郎、細田琢朗)